

改正

平成25年3月25日告示第27号

平成27年3月4日告示第18号

平成28年3月22日告示第36号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として、伊豆市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- (5) 障害者等の権利擁護に関すること。
- (6) その他障害者等の福祉向上のため必要となる事項。

(組織)

第3条 協議会の委員は、20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 相談支援事業所の職員
- (2) 障害福祉サービス事業所の職員
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 障害者等及びその家族
- (6) 雇用・就労関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、協議会において委員の互選により定める。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め意見等を聴くことができる。

(専門部会・個別支援会議)

第7条 第2条の所掌事務について必要な資料の収集、調査及び研究を行うため、協議会に専門部会及び個別支援会議（以下この条において「専門部会等」という。）を置くことができる。

2 専門部会等の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第8条 委員並びに部会及び個別支援会議を構成する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成22年11月17日から施行する。

2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

3 前項の規定により委員が任命された後最初に招集すべき協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、健康福祉部長が招集する。

附 則 (平成25年3月25日告示第27号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月4日告示第18号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日告示第36号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。